

大阪市告示第962号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第27条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年7月9日

大阪市長 横山英幸

次の公園内にある物件（現場において除却勧告書を貼っている物件）は、都市公園法第6条第1項の規定に違反するので、令和7年7月23日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

公園名	除却実施場所	物件
平野公園	平野区平野東2丁目11番 (平野公園内)	自動二輪車 (ヤマハ 黒色)

(建設局総務部管理課)